

摂津市登録子育てサークルに関する要綱

(目的)

第1条 この内規は、市内において子育てに関わる活動に取り組むボランティア団体（以下これらを「子育てサークル」という。）の登録及びその支援に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の基準)

第2条 次条に規定する登録ができる子育てサークルは、次に掲げるすべての要件に該当するものとする。

- ア 子育てサークル間の協調と地域住民との連携を掲げるとともに、地域に開かれた活動をする事
 - イ 子育てサークルの代表者並びに所在地が市内に住所を有していること
 - ウ 子育てサークルの構成員の過半数が市内に住所を有していること
 - エ 子育てサークルにあっては、5名以上で構成されていること
 - オ 子育てサークルにあっては、3組以上の未就学児及びその保護者等で構成し、市内の子育てに関連する活動及び地域活動を行うこと
 - カ 子育てサークルにあっては、本市が開催する子育てサークル間の交流を図る会議に参加すること
 - キ 子育てサークルにあっては、市が主催する子育てに関する講座やイベントへ参加や運営へ協力すること
 - ク アからキまでに掲げるもののほか、出産育児課長（以下「課長」という）が認めたとき
- 2 但し、上記全てに該当する団体であっても、次に掲げる行為を行う団体は登録できないものとする。
- ア 営利を目的とした行為又はこれに類する行為
 - イ 特定個人の精神的及び経済的支援を目的とする行為
 - ウ 公序良俗に反する行為
 - エ アからウまで項に掲げるもののほか、課長が適当でないと認める行為

(登録の申請)

第3条 登録を希望する子育てサークルは、摂津市子育てサークル登録兼変更申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、これを課長に提出しなければならない。

- ア 子育てサークルに加入する会員の名簿
- イ 前項に定めるもののほか、課長が必要と認める書類

(登録の通知)

第4条 課長は、前条の規定による登録の申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、その旨を摂津市子育てサークル登録可否決定通知書（様式第2号）により当該子育てサークルに通知するものとする。

(登録期間)

第5条 登録の期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、年度の途中で登録する場合にあっては、登録した日の属する年度の末日までとする。

(登録の更新及び登録事項の変更等の手続き)

第6条 登録を受けた子育てサークル（以下「登録サークル」という。）は、引き続き登録を受けようとするときは、登録を受けようとする年度の当初に摂津市子育てサークル登録兼変更申請書(様式第1号)を課長に提出するものとする。

2 登録サークルは、登録事項に変更が生じたとき並びに活動を終了する際には、速やかに摂津市子育てサークル登録兼変更申請書(様式第1号)を課長に届け出るものとする。

(登録の停止又は抹消)

第7条 課長は、登録サークルが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録サークル等の登録を停止し、又は抹消することができる。

- ア 登録申請の内容に虚偽の事実があったとき
- イ 第2条に定める基準に該当しなくなったとき
- ウ 次条に規定する公共施設の不適切な使用を行ったとき
- エ 活動の実績が認められないとき
- オ 前各号に掲げるもののほか、課長が不適当であると認めるとき

(登録サークルに対する支援)

第8条 課長は登録サークルに対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- ア 登録サークルが、子育て支援の活動場所として、公共施設を利用する際に協力すること
- イ 登録サークルが行う広く市民に向けた子育て支援事業に関する情報発信に協力すること
- ウ 本市が発行する機関紙、ホームページ等で登録サークルの登録事項を公開すること
- エ 市民や公共機関から問い合わせがあった場合において、登録サークルの登録事項を提供すること
- オ 登録サークルの運営に関する相談及び助言
- カ 会員向けに子どもとの遊び方の指導を保育士や保健師などの専門職より行うこと
- キ 本市の子育て支援に関する資料及び情報の提供に関すること
- ク 出産育児課で管理する子育て支援に関わる物品の貸し出しを行うこと
- ケ 前各号に掲げるもののほか、登録サークル等の支援及び育成に関し課長が必要と認める支援

(その他)

第9条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(施行期日)

1 この内規は、令和4年1月26日から施行する。

(適用区分)

2 この内規の規定は、この内規の施行日以後に登録子育てサークルの登録を受けたものについて適用する。なお、この内規の施行日以前に登録子育てサークルとして活動していた団体は、名簿掲載をもって登録するものとする。

(宛先) 出産育児課長

摂津市子育てサークル登録兼変更申請書

摂津市登録子育てサークルの登録及び支援に関する内規第 3 条の規定により、次のとおり（登録・変更・抹消）の申請をいたします。

区分		団体情報	公開許可
ふりがな			可 ・ 不可
団体名			
代表者	ふりがな		可 ・ 不可
	氏名		
	住所	〒566- 摂津市	可 ・ 不可
	電話番号		可 ・ 不可
	F A X 番号		可 ・ 不可
メールアドレス			可 ・ 不可
会員数		人	可 ・ 不可
主な活動地域・ 場所 (市内・市外)			可 ・ 不可
主な活動内容			可 ・ 不可
主な活動日時			可 ・ 不可
抹 消		年 月 日	
抹消理由			

※変更申請をされる場合は、変更点のみ記載をお願いいたします。

※子育てサークル登録申請の場合は、加入する会員の名簿（様式自由）を提出すること。

※公開許可について

子育てサークルの活動を市民にお知らせするため、許可をいただいた情報につきましては、市ホームページや「せつつみんなで子育てガイド」等の各種媒体に情報を公開いたします。許可をいただいた情報につきましては、子育て支援を目的とした広報活動以外の目的には使用いたしません。